

# 市川市教育振興基本計画

第2期【平成26年度～30年度】

人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育



平成26年1月

市川市教育委員会



## はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらしました。そして、その復興の過程において、人と人との「絆」の大切さが大きくクローズアップされることとなりました。市川市では過去5年間、「人をつなぐ 未来へつなぐ」を基本理念として、教育行政の充実に努めてきましたが、図らずもその理念の重要性が改めて裏付けられた思いです。

家庭・学校・地域が、それぞれの役割をしっかりと果たしつつ、互いに連携協力して教育の充実に努める。それが市川の教育の姿です。そして、その教育の営みをしっかりと支えていくのが教育委員会の役割だと考えています。

今回、教育委員会では、これまでの計画を基盤としつつ、向こう5年間のより一層の教育の振興を図るため、「第2期市川市教育振興基本計画」を策定しました。この計画が、教育に関わるすべての人々にとって「絆」の役割を果たしてくれることを心より願っています。

平成26年1月

市川市教育委員会委員長

宇田川 進

平成21年度に、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念とする「市川市教育振興基本計画」を策定して以来、5年の歳月が経過しました。

子どもや保護者を対象とする教育に関するさまざまな調査や、国の学力学習状況調査の結果からは、この5年間における市川の教育の着実な成果を確認することができ、基本計画の示す方向性の正しさについて確実な手ごたえを感じているところです。

一方、社会全体に目を向けてみますと、この間、東日本大震災の発生や、いじめ・体罰など、学校教育に係る諸問題の顕在化といった大きな変化が生じています。

こうした状況を鑑み、教育委員会では、これまでの教育理念の継承と、変化への適切な対応を主眼とする「第2期市川市教育振興基本計画」を新たに策定しました。

この第2期計画が、市川の教育のより一層の振興に向けての明確な道しるべとなるよう、その施策の計画的な実現に努めてまいります。

平成26年1月

市川市教育委員会教育長

田中 庸 恵



# 目次

序章	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画のねらい	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の対象、期間及び構成	3
第1章 市川市の教育の現状と課題	6
第2章 基本理念	8
第3章 基本的な4つの考え方	9
第4章 基本的方向と施策	13
基本的方向1 子どもの姿	14
基本的方向2 家庭・学校・地域の姿	28
基本的方向3 市川の教育の姿	38
第5章 計画の推進	51
1 実施事業	51
2 連携・協働による計画の推進	51
3 検証改善サイクルの実践	52
4 新たな教育上の課題への対応	53
資料	54
1 策定体制	54
2 策定経過	68



## 序 章

### 1 計画策定の趣旨

---

市川市教育委員会は、戦後約60年ぶりに改正された教育基本法の基本理念をふまえ、平成21年3月に市川市教育振興基本計画（以下「第1期計画」といいます。）を策定しました。

第1期計画は、社会の変化に伴って生じた解決すべき多くの教育課題に対応し、市川市における教育の一層の振興を図るため、平成21年度から25年度までの5年間にわたり、市川市の実情に応じた教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたものです。

これまで、第1期計画に基づき、「人と関わる力を身に付ける活動の充実」、「家庭・学校・地域の連携を図る取り組み」、「生涯学習機会の充実」など、さまざまな施策を展開してきました。

一方、確実かつ急速に進行する社会の変化に対応するため、教育政策は不断の見直しが求められており、各施策の所期の目的が達成されているかどうかを十分に評価した上で今後の改善につなげ、さらに新たな施策を実施する必要があるところです。

そこで、近年の少子高齢化、東日本大震災などの社会情勢の急速な変化をふまえ、第1期計画の評価に基づく施策の改善を図るとともに、新たな施策を実施するため、第2期市川市教育振興基本計画（以下「第2期計画」といいます。）を策定するものです。

## 2 計画のねらい

---

この計画は、市川市の教育が目指す基本的な方向と目標を明確にして、その実現に必要な施策を計画的・総合的に実施することをねらいとしています。

一方、教育の振興を図るためには、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、たがいに連携・協力することが不可欠になっていることから、この計画を教育関係者はもとより、広く市民に示すことにより、市民の理解と協力を得ることとしています。

## 3 計画の位置付け

---

この計画は、国の第2期教育振興基本計画に照らし合わせて、市川市の教育振興に関する基本的な計画として策定するものであるとともに、市川市総合計画の「教育」に関する分野を担うものです。

また、「学校教育3カ年計画」、「生涯学習推進計画」などは、この計画の部門別計画となるものです。



## 4 計画の対象、期間及び構成

---

### (1) 計画の対象

この計画では、現在の市川市の教育を取り巻く環境をふまえた施策展開を効果的に進めていくため、計画の対象範囲を教育委員会が実施する市立学校における教育・育成に関する施策及び生涯学習全般における学びの支援に関する施策としています。

### (2) 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

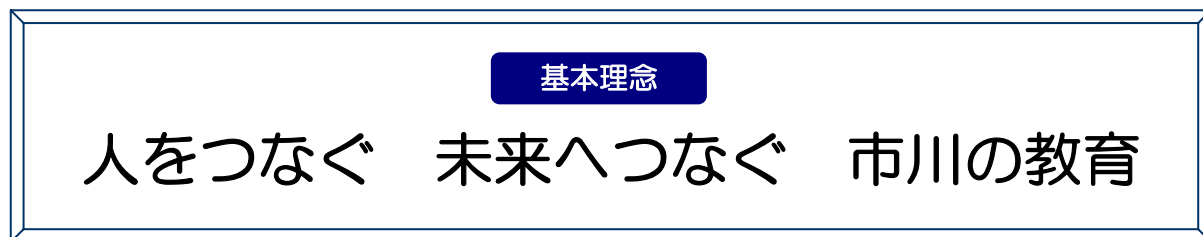
### (3) 計画の構成

この計画は、市川市の教育の現状と課題を整理し（第1章）、その課題に対応するため、基本理念を定めるとともに（第2章）、市川市の教育が目指す基本的な考え方を示した上（第3章）、今後5年間を通して実施する施策の目標や方向などの基本的な方向を示し、その実現に必要な施策を定めています（第4章）。

また、施策ごとに、目標達成度を直接的又は間接的に測定するための成果指標を明確に設定し（第4章）、成果を客観的に検証し、そこで明らかとなった課題などをフィードバックし、施策に反映させる検証改善サイクル（PDCAサイクル）を実践することとしています（第5章）。

なお、「成果指標」は、施策の受益者に対する成果（アウトカム）に係る目標を設定しています。ただし、施策のアウトカムによる設定が困難である場合に限り、施策の実施により直接的に発現する結果（アウトプット）に係る目標を設定しています。

## 【計画の全体像】



### 基本的な考え方

人との関わりを大切に  
して、個人の自立を促すと  
ともに、社会の一員として  
の自覚を養う教育を進め  
ます

体験を重視し、創造力と  
実践力を育む教育を進め  
ます

学びや育ちの連続性を  
社会との連携により強化  
し、個々の成長を地域で支  
える教育を進めます

情報の公開を適切に行  
い、教育に関わる評価を推  
進して、自律した教育を進  
めます

### 基本的方向

#### 1 子どもの姿

目標

自分や他人を大切にし、社会の  
中でたくましく生きていくこ  
のできる子どもを育てる

5つの施策の方向

#### 2 家庭・学校・地域の姿

目標

自らの役割と責任を担いなが  
ら、たがいに連携して教育の向上  
に取り組む家庭・学校・地域を  
実現する

4つの施策の方向

#### 3 市川の教育の姿

目標

教育環境の整備を図り、質の高  
い市川の教育を推進する

5つの施策の方向

### 施策

41の施策

【基本的方向と施策の体系】

基 本 的 方 向		目 標	施 策 の 方 向	施 策
1 子 と も の 姿	自分や他人を大切に し、社会の中でたくま しく生きていくこと のできる子どもを育てる	1-1 自分を大切にし、他人を思いやる気持ちを養い、豊かな心を育む P15	◎人と関わる力を身に付ける活動の充実 ◎命を大切にする教育の推進 ◎道徳教育の充実 ◎体験活動の充実 ◎読書教育の推進	
		1-2 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、活用する力を育成する P18	◎確かな学力を育成する取り組みの推進	
		1-3 健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する P20	◎望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進 ◎食育の推進 ◎体力向上の取り組みの推進	
		1-4 社会的な問題に関する認識を深め、意欲と実践力を育む P23	◎環境学習の充実 ◎情報教育の推進 ◎キャリア教育の推進 ◎防災教育の推進	
		1-5 日本や郷土市川の歴史や文化を学び、国際社会の中で生きる力を育む P26	◎歴史や文化に関する教育の推進 ◎外国語教育・国際理解教育の推進	
2 家 庭 ・ 学 校 ・ 地 域 の 姿	自らの役割と責任を担 いながら、たがいに連 携して教育の向上に取 り組む家庭・学校・地 域を実現する	2-1 家族の心のつながりを大切にし、心身の成長を育む家庭の教育力の充実を目指す P29	◎家庭教育の充実に向けた取り組みの推進 ◎子育てに関する学習機会や相談機会の提供	
		2-2 子どもと教職員とのつながりを大切にし、子ども一人一人の夢を育む学校の教育力の向上を目指す P31	◎教職員の指導力の向上 ◎学校間の連携の推進 ◎学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善 ◎教職員が子どもと向き合う時間の拡大 ◎特色ある学校運営を支援する環境整備の充実	
		2-3 人とのつながりを大切にし、子どもの成長を支える地域の教育力の向上を目指す P34	◎地域を支える人材の育成と地域活動を支援するシステムの充実	
		2-4 家庭・学校・地域のつながりを大切にし、市川の教育力の向上を目指す P36	◎家庭・学校・地域の連携を図る取り組みの推進 ◎家庭・地域と連携した学校の活性化	
3 市 川 の 教 育 の 姿	教育環境の整備を図り、質の高い市川の教育を推進する	3-1 幼児期の教育を推進するための環境を整える P39	◎生きる力の基礎を育む教育の推進 ◎子育て支援の充実	
		3-2 一人一人に応じた教育的支援を推進する P41	◎特別支援教育の推進 ◎子どもや保護者を支援する体制の充実 ◎教育機会均等の確保	
		3-3 安全・安心で充実した教育環境を実現する P43	◎子どもの安全・安心を確保する家庭・学校・地域の取り組みの推進 ◎放課後の子どもの居場所づくりの推進 ◎学校の危機管理体制の充実 ◎いじめ、暴力行為などへの対応の強化 ◎安全で質の高い教育環境の整備	
		3-4 生涯を通して学び続けられる学習環境を実現する P46	◎生涯学習機会の充実 ◎図書館機能を活用した学習活動の充実 ◎博物館などの活用を通じた学習活動の推進 ◎公民館を活用した地域の学習拠点づくり ◎文化財の保護と活用	
		3-5 責任ある教育行政を確立する P49	◎教育委員会機能の充実に向けた取り組み	

## 第1章 市川市の教育の現状と課題

市川市では、平成21年3月策定の第1期計画に示された47の教育施策と、それに伴う202の事業（後期実施計画編）を通して、第1期計画の基本理念である「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」の具現化を図ってきました。

「人をつなぐ教育」とは、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもを育てていく教育であり、「教育の共有化」という理念のもと、コミュニティサポート<sup>※1</sup>やコミュニティクラブ<sup>※2</sup>などの地域教育力の組織化を図る施策も定着し機能しています。

一方、「未来へつなぐ教育」とは、学びと育ちの連続性を大事にして、個性の伸長を図り、子どもの夢や思いを実現する教育であり、「教育の接続化」という理念のもと、中学校ブロック単位における指導の一貫化などの取り組みを通して、進級・進学時の滑らかな接続と適切な段差の設定を図り、長期的な視野に立った教育、そして生涯学習の実現を目指しています。

昨年実施した「平成24年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等」では、対象となる202の実施事業の内、187の事業（92.6%）がA評価（「計画どおり進められた」）となっており、また、施策の効果を測る指標の評価においても、計画が開始された平成21年度（一部平成23年度）と比較して、106項目中77項目（72.6%）で結果の向上が見られます。

こうしたことから、第1期計画の基本理念及び基本的方向については、正しい方向を示しており、一定の評価をすることができるものであると考えています。

しかしながら、「児童生徒の自己肯定感」「教職員の多忙感解消」「地域ぐるみでの道德教育の推進」「早寝・早起きなどの正しい生活リズム」「体力・運動能力の向上」「PTA活動の活性化」「不登校・いじめの解消」「教育委員会の施策・活動の認知」「生涯学習機会の認知」といった項目については評

## ●市川市の教育の現状と課題●

価が伸び悩んでおり、第1期計画のねらいの達成はいまだ途上にあると考えられます。

一方、第1期計画期間中における市川市や社会の変化・出来事などにより、以下のような新たな教育課題も浮上しています。

- 東日本大震災の教訓を生かした防災教育、「人の絆」の大切さについての教育
- 完全実施された新学習指導要領の趣旨の実現に向けた教育活動の充実
- コンピューターシステムの全面更新に伴う、学校教育のICT<sup>※3</sup>活用の推進
- いじめ問題の解消・根絶を目指す、「豊かな心」を育てる教育の充実
- 部活動や授業など、指導の場における体罰の根絶
- いじめ、体罰による自殺など、学校教育に起因するさまざまな事件・事故に対する、学校・教育委員会の適切・迅速な対応力の向上、信頼回復
- 子ども・子育て支援新制度の導入に伴う、幼児教育システムの再構築

以上の点から、第2期計画の策定及び実施にあたっては、第1期計画における基本理念及び基本的方向を継続した上で、さまざまな検証結果により明らかになった、いまだ達成が不十分な項目や、新たに浮上してきた教育課題などをふまえ、施策の見直し・改善を図ることとしました。

※1 コミュニティサポート・・・家庭・学校・地域の連携を一層推進し、子どもの教育・育成に関して、情報や意見を交換し、協議などを行う場

※2 コミュニティクラブ・・・「あそび」をキーワードに自然体験・社会体験などを子ども向けに実施している地域のボランティア団体

※3 ICT・・・情報通信技術、ITとほぼ同意

## 第2章 基本理念

市川市では

### 「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」

を基本理念として教育の振興を図ります。

人は、多くの人と関わりながら生活をしています。また、自然との共存や、文化的な利益の享受は、人として生きていくために欠かせないものとなっています。

このようなさまざまな関わりを通して、自らの思考や感情、興味や関心を育み、心を豊かなものとしています。

その中で教育は、人と自然、人と社会との成り立ちを教え、自らの生き方について考え、実践する力を養う重要な役割を担っています。

そして、未来の可能性を信じ、今の努力を大切にして、夢の実現につなげる先見的な教育と、生涯を通して学び続けることのできる環境の実現は、人間形成において普遍的なものです。

これらのことから市川市では、人をつなぐ教育、未来へつなぐ教育を基本理念とするとともに、市川市の基本構想である「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」の具現化を教育からも推し進め、教育の振興を図ります。

## 第3章 基本的な4つの考え方

基本理念をふまえて、今後5年間を通して実施するさまざまな施策の実現にあたっては、次の4つの考え方を重視します。

### 1 人との関わりを大切にして、個人の自立を促すとともに、社会の一員としての自覚を養う教育を進めます

人は多くの人と出会う中で、相手の意見を聞き、自らの考えを深めるとともに、他人を思いやり敬う気持ちを培います。

また、時には競うことによって自らの力を高め、その一方で他を認めることを学びます。

このように人は、質の高い関わりをもつ中で自立を図り、社会を支える一員へと成長します。そして健全な社会は、一人一人がたがいに認め合い、尊重し合う中で構築されます。

このことから教育においては、人との関わりを基本とし、自らの責任と役割についての自覚を促すとともに、規範意識を養い、ともに行動し協力する姿勢を育むことに重点をおきます。

これまでも市川市では、読書などを通して豊かな人間性を育む取り組みを行ってきました。さらに、家庭・学校・地域の中でのさまざまな関わりを大切にした施策を進め、個人の自立を促すとともに、社会の一員としての自覚を養う教育を進めます。

## 2 体験を重視し、創造力と実践力を育む教育を進めます

人の成長は、学んだことを自分の考えや行動に生かすことにより遂げられるものであり、ここに学びの重要性があります。また、確かな知識や技能を習得し、自ら考え自ら行動する積極的な学びの態度を身に付けることは、斬新な発想や知恵の創造の基となるものであり、このことが社会を豊かにしてきているともいえます。

本来、学びの成果は地道な努力の積み重ねにより得られるものであります。すなわち、多くの体験や経験を通して物事の本質をとらえるとともに、自ら検証を繰り返すことで、はじめて学んだことが生きてくるといえます。

このことから教育においては、実際に見て知り、手にとって感じ、動いて実感するなどといった直接体験を通して論理を確かめ、自らの考えや行動を一層確かなものとすることに重点をおきます。

これまでも市川市では、学校や図書館、博物館などで豊かな体験ができるように取り組んできました。これからも、発達段階や個々の実態に応じたさまざまな体験を重視した施策を進め、創造力と実践力を育む教育を進めます。



### 3 学びや育ちの連続性を社会との連携により強化し、個々の成長を地域で支える教育を進めます

生涯学習社会の到来は、平均寿命の延びと相まって、個人の自己実現への意欲が高まってきていることが背景にあります。

このことから、学校教育を終えた後まで、自らの必要に応じてさまざまな形で学習活動続ける人が多くなってきており、人は一生を通して学び続け、成長するといっても過言ではありません。

このような時代にあって、個人のもつ能力を伸ばすためには、学習の基礎の力を身に付けるとき、応用力を培うとき、さらには学習の成果を社会に生かすときなど、その人のライフステージに応じた教育を展開することが望まれます。

また、一人一人の成長を確かなものにするためには、実践的な教育を進めることが大切ですが、多くの人と一緒に手を携え、多くの手で支え合うことによって、その効果は一層高まります。

このため教育においては、それぞれのライフステージにおける学びの成果が、次のステップに生きる実践的な教育を、家庭・学校・地域が自分の役割と責任を担いながら一体となって進めることに重点をおきます。

これまでも市川市では、家庭・学校・地域が一体となって子どもの健全な育成について話し合う場をもつなど、地域全体で教育に関わる取り組みを行ってきました。さらに、一層の連携の強化を図り、個々の成長を地域全体で支える教育を進めます。

#### 4 情報の公開を適切に行い、教育に関わる評価を推進して、 自律した教育を進めます

国際化や高度情報化の進展などにより、人々の価値観が多様化しており、この価値観の多様化に対応することが今日的な課題ともなっています。

教育の分野においても、公正性・透明性を確保する上で、情報公開や説明責任を果たすことが求められており、教育基本法をはじめとする教育関係法令の改正において、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、さらには教育の点検・評価などが新たに規定されました。

もとより教育には変えてはならないものと、変えていかなければならないものがあります。このため、法改正の趣旨をふまえつつ、「不易」と「流行」を見誤らず、教育に関わる取り組みが時代や地域の要請に適合しているかどうかを常に見極め、主体的に取り組みの改善と充実を図ることが大切です。

これらのことから教育においては、目標を明確にし、自己点検及び評価を通してその成果を検証するとともに、その結果を取り組みの改善と充実に反映させることに重点をおきます。また、情報の公開を適切に行い、学校や行政が市民への説明責任を果たすとともに、家庭・学校・地域で情報の共有化を図り、教育への信頼を高めることに努めます。

これまでも市川市では、学校評価の取り組みをはじめとして、教育委員会が進める事業の評価を年度ごとに行い、教育施策の改善と充実に努めてきました。さらに、教育に関わる評価の推進に努めるとともに、多くの人の教育への参加を求め、自律した教育を進めます。

## 第4章 基本的方向と施策

基本理念と基本的な考え方をふまえて、今後5年間を通して市川市が取り組む施策の基本的方向を、次の3つの「姿」に整理しました。

### **基本的方向1 子どもの姿……………P14～27**

### **基本的方向2 家庭・学校・地域の姿…P28～37**

### **基本的方向3 市川の教育の姿……………P38～50**

3つの基本的方向において、それぞれ、目標と施策の方向を示した上、具体的な施策を示すとともに、目標達成度を直接的又は間接的に測定するための成果指標を示しました。

多くの分野にまたがる施策は、重点をおくべき施策の方向に位置付けました。

## 基本的方向 1 子どもの姿



### 目 標

自分や他人を大切にし、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる

未来へ向かって成長し、未来を担う子どもに、これからの社会をよりよく生きていく力を育むことは、とても重要なことです。

将来の予測が明確にならない現在の社会にあっては、自らの生涯を切り拓く力強さと、他人と協働してよりよい社会を築こうとする頼もしさが必要です。このため、強い意志をもって主体的に考え行動する力と、他と協調しつつともに社会を支える力を育み、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てます。

◇施策の方向 1-1 自分を大切にし、他人を思いやる気持ちを養い、豊かな心を育む

《施策一覧》

1-1 自分を大切にし、他人を思いやる気持ちを養い、豊かな心を育む

◎ 人と関わる力を身に付ける活動の充実

◎ 命を大切にする教育の推進

◎ 道徳教育の充実

◎ 体験活動の充実

◎ 読書教育の推進

人と人が支え合う社会の中で、自分の能力を見つけ生かしつつ、周囲と協調しながらともに生きていくためには、自分を大切にする気持ちとともに、他人を思いやる気持ちが必要です。近年、子どもを取り巻く環境の変化などから、規範意識や人間関係を形成する力の低下、さらには命を軽んじる風潮などが子どもの中に見られるようになりました。

市川市では、人と関わる活動をはじめ、命を大切にする教育の推進や道徳教育を充実させることにより、社会で生きていく上で大切な豊かな心をもつ子どもの育成を目指します。また、これまでも豊かな心を育成するために取り組んできた読書教育の一層の充実を図ります。

## ◆施策の内容◆

### 1-1-1 人と関わる力を身に付ける活動の充実

人と関わる力を身に付け、望ましい人間関係をつくるために、学校生活や地域活動などを通して、相手の話をよく聞いたり、自分の思いを相手に伝えたりして、たがいの価値観を認め合う力を育成します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「進んで挨拶をする」と回答する児童生徒の割合	90%	100%
「人の話や考えをよく聞くことができる」と回答する児童生徒の割合	90%	100%
「自分の考えや思いを伝えることができる」と回答する児童生徒の割合	75%	80%

### 1-1-2 命を大切にせる教育の推進

自分の命はもちろん、他人の命も大切にせる意識を育みます。また、自分の良いところをたくさん見つけ、それを伸ばしていくことで、自分はかけがえのない存在と認めることのできる教育を進めます。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「自分には良いところがある」と回答する児童生徒の割合	69%	75%
「友だちや動植物を大切にせる気持ちをもってい」と回答する児童生徒の割合	95%	100%

### 1-1-3 道徳教育の充実

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うため、「道徳の時間」を中心に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図ります。また、人権意識を高め、いじめを許さない心を育成します。

成果指標		現状（H25）	目標（H30）
家庭・地域と協力して道徳教育を進めた学校の割合	授業公開	80%	90%
	人材活用	98%	100%
学校におけるいじめの認知件数		560件	390件

### 1-1-4 体験活動の充実

学校や地域社会において、異年齢の子どもとの交流、ボランティア、福祉体験活動、集団宿泊活動、自然体験活動、文化芸術体験活動など体験活動の充実を図ります。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
少年自然の家利用者数	15,900人 （H24）	17,000人
「コミュニティクラブの活動を楽しむことができた」と回答するコミュニティクラブ体験活動参加者の割合	93% （H24）	95%

### 1-1-5 読書教育の推進

豊かな心を育むために、読書コミュニティ※をはじめとする、多様な読書活動や学習活動での図書の利用など、幼児期からの読書教育を推進します。また、図書館の役割が重要であることから、図書館資料の整備、学校図書館相互や公共図書館とのネットワークの積極的な活用など、図書館機能の充実を図ります。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「読書が好き」と回答する児童生徒の割合	77%	85%
学習活動などで、学校図書館を利用した授業時間数	40,965時間 （H24）	42,000時間

※ 読書コミュニティ・・・家庭・学校・地域が一体となって読書活動を進め、読書を囲んだ子育てを進める地域社会

◇施策の方向 1-2 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、活用する力を育成する

《施策一覧》

1-2 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、活用する力を育成する

◎ 確かな学力を育成する取り組みの推進

社会において自立的に生きるためには、基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、それらを活用する力を身に付けることが大切です。

市川市では、一人一人の実態に応じたきめ細かな学習を推進することにより、基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図ります。また、身に付けた知識や技能を学習や生活に活用していく力を高めるために、課題を解決する学習や体験的な学習などを充実させていきます。



◆施策の内容◆

1-2-1 確かな学力を育成する取り組みの推進

基礎的・基本的な内容を確実に習得し、個に応じた学びを充実させるために、指導方法の改善と学習環境の整備に取り組みます。また、身に付けた知識や技能を学習や生活に活用していく力を高めるために、問題解決型の学習をさらに充実します。

成果指標		現状（H25）	目標（H30）
「学校の勉強が楽しい」と回答する児童生徒の割合		71%	75%
問題解決的な学習を重視して、年間を通して、言語活動 <sup>※1</sup> や体験活動を意欲的に授業に取り入れている学校・教職員の割合	学 校	100%	100%
	教職員	84%	100%
児童生徒の実態に応じ、生徒指導の機能を生かした授業 <sup>※2</sup> づくりに取り組んでいる学校・教職員の割合	学 校	98%	100%
	教職員	92%	100%

※1 言語活動

・・・「話すこと・聞くこと」や「書くこと」、「読むこと」に関する基本的な国語の力を定着させたり、言葉の美しさやリズムを体感させたりする活動

※2

生徒指導の機能を生かした授業・・・教師と子ども、子ども同士の良好な人間関係のもと、教師の一方的な説明ではなく、子どもが自分の力で課題を解決し、教師からも子どもからも認めもらえる充実感のある授業

◇施策の方向 1-3 健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する

《施策一覧》

1-3 健康に関する意識を高め、健やかな体を育成する

- ◎ 望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進
- ◎ 食育の推進
- ◎ 体力向上の取り組みの推進

健康意識の高まりにより、子どもから大人まで、健康の維持・増進に向けた取り組みが活発になっています。人が充実した生涯を過ごすためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身に付け、健康な体をつくることが大切です。

市川市では、食を含めた望ましい生活習慣を身に付けるために、健康に関する正しい知識や情報に基づいて、自らの健康について判断できる能力を育てます。また、運動やスポーツに親しむ機会を充実することにより、生涯にわたり健康な生活が続けられる健やかな体を育成します。

## ◆施策の内容◆

## 1-3-1 望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進

健全な生活習慣を身に付けるために、検診や調査に基づき、一人一人の実態に応じた指導・支援を行います。また、家庭・学校が一体となって、「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣を身に付ける取り組みを推進します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「早寝・早起き・朝ごはんを実践している」と回答する児童生徒の割合	71%	75%
小児生活習慣病予防検診*の児童生徒の有所見率	20%	15%

※ 小児生活習慣病予防検診・・・将来の生活習慣病（糖尿病、高血圧症などの病気）の因子をもつ児童生徒の早期発見と個別指導を目的とする検診

## 1-3-2 食育の推進

調理実習や農業体験などの体験的な活動を通して、食と健康に関する興味関心を高めます。また、食品の安全性などの知識を習得し、食に関する自己管理能力の育成を推進します。さらに、給食の時間をはじめ、授業や委員会活動などに栄養教諭や栄養職員が積極的にかかわり、「食」に関する指導の全体計画のもと学校教育活動全体で取り組むとともに、家庭と連携して望ましい食習慣を身に付ける取り組みを進めます。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「給食を楽しんで食べている」と回答する児童生徒の割合	90%	95%
「主食、主菜、副菜がそろった食事をしている」と回答する児童生徒の割合	87%	90%

### 1-3-3 体力向上の取り組みの推進

子どもの体力向上を図るため、運動量が十分確保された体育の授業を実施し、休み時間には外遊びができる環境づくりに取り組みます。また、運動部活動の充実を図るとともに、地域のスポーツ指導者などと連携し、子どもが積極的に運動やスポーツに親しむ環境づくりを推進します。

成果指標			現状（H25）	目標（H30）
「運動が好き」と回答する児童生徒の割合			74%	80%
「休み時間や昼休みに外遊びをしている」と回答する児童生徒の割合			59%	65%
新体力テスト*の得点平均	小学生	男子	48.2点	50.1点
		女子	48.6点	50.1点
	中学生	男子	49.0点	50.1点
		女子	49.4点	50.1点

※ 新体力テスト・・・国が、国民の体力・運動能力の現状を把握するために平成11年度より毎年実施している8種目のテスト

◇施策の方向 1-4 社会的な問題に関する認識を深め、意欲と実践力を育む

《施策一覧》

1-4 社会的な問題に関する認識を深め、意欲と実践力を育む

◎ 環境学習の充実

◎ 情報教育の推進

◎ キャリア教育<sup>\*</sup>の推進

◎ 防災教育の推進

東日本大震災後、社会の変化に伴い、解決しなければならない社会問題が新たに生じてきており、子どもにも大きな影響を及ぼしています。このため、社会問題を身近なものとしてとらえ、自分で考え、判断し、解決に向けて実践する力を身に付けることが、社会の中でたくましく生きていくためには必要となってきました。

市川市では、環境の悪化、情報モラルの低下、勤労観や職業観の変化などの社会問題に対応する教育に力を入れることにより、自らの生活や将来を考える力を高め、意欲と実践力をもった子どもの育成を目指します。

※ キャリア教育・・・子ども一人一人の勤労観、職業観を育てる教育

## ◆施策の内容◆

### 1-4-1 環境学習の充実

環境についての理解を深め、自らの生活の中で環境を大切にする姿勢が身に付くよう、体験的な環境学習の充実を図ります。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「環境のことを考えた行動をしている」と回答する児童生徒の割合	77%	80%

### 1-4-2 情報教育の推進

多様な情報手段の特性を理解し、情報を適切に活用できる能力を育成するために、発達段階に応じた情報教育を推進します。また、情報発信に伴う責任や情報を判断する力を子どもに身に付けさせるため、情報モラルに関する教育を推進します。さらに、学習においては、子どもが意欲的に取り組めるようICT機器<sup>\*</sup>を積極的に活用し、学習効果を高めます。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「パソコン、書画カメラ、プロジェクターなどを用いた授業や学習はやる気がする」と回答する児童生徒の割合	86%	90%
「パソコンや携帯電話などの安全な使い方がわかり、自分を守り、他人に迷惑を掛けないように気を付けている」と回答する児童生徒の割合	94%	100%

※ ICT機器・・・パソコン、プロジェクター、デジタルカメラなどの情報機器

### 1-4-3 キャリア教育の推進

子ども一人一人が、社会的・職業的に自立するために必要となる基礎的な能力や態度を教育活動全体を通じて育成します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「将来、自分になりたい職業や、やりたい仕事がある」と回答する児童生徒の割合	80%	85%

#### 1-4-4 防災教育の推進

東日本大震災の教訓を生かし、防災意識の高揚を図ります。また、災害時における避難行動などに必要となる適切な判断力・対応力を育成します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「災害発生時に、自分の命を守るためにどのような行動をとれば良いか知っている」と回答する児童生徒の割合	91%	100%
「災害発生時に、自分の身の回りでどのような場所が危ないか知っている」と回答する児童生徒の割合	88%	100%

◇施策の方向 1-5 日本や郷土市川の歴史や文化を学び、国際社会の中で生きる力を育む

《施策一覧》

1-5 日本や郷土市川の歴史や文化を学び、国際社会の中で生きる力を育む

◎ 歴史や文化に関する教育の推進

◎ 外国語教育・国際理解教育の推進

国際化の進展に対応するためには、外国語を学び、言語能力を高めることはもちろんのこと、外国の歴史・文化・生活習慣などを理解することが大切です。そして何より、日本や郷土市川の歴史・文化などの幅広い見識を身に付けることにより、国籍や言語の違いを超えて、人と人とがたがいに深く理解し合い、協調していく力を育むことが大切です。

市川市では、日本や郷土市川に古くから根付いて伝えられている伝統・文化を学ぶ機会の充実を図るとともに、外国の歴史・文化の学習を大切にします。また、日本語の教育の充実と、外国語能力の向上を図ります。さらに、自分自身の意見をしっかりともてる能力や態度を育てることにより、国際社会の中で生きる力を育みます。



◆施策の内容◆

1-5-1 歴史や文化に関する教育の推進

郷土を愛する心と豊かな情緒を培うために、学校、博物館、地域団体などと連携して、日本や郷土市川の歴史や文化を深く理解する機会を充実します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「市川市の歴史や文化に関心がある」と回答する児童生徒の割合	45%	50%
教職員対象の研修会の参加人数	455人	480人
学校が、博物館の出前授業・体験活動を利用した回数	147回 (H24)	150回

1-5-2 外国語教育・国際理解教育の推進

外国語への興味・関心を高め、外国語を活用したコミュニケーション能力を育成するために、小学校では英語活動などを推進し、中学校では英語の能力の向上を目指します。また、小中学校で連続した指導が行われるよう、連携を強化し、指導内容の充実と体系化を図ります。さらに、異なる文化をもつ人々と理解し合い、協調していく力を育成するために、外国の歴史・文化・生活習慣を学ぶ機会を充実します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「外国語活動の授業が楽しい」と回答する児童〈小学校5・6年生〉の割合	91%	95%
「英語の授業が楽しい」と回答する生徒〈中学校1・2年生〉の割合	91%	100%
英検（実用英語技能検定）3級ないしは英検3級と同等の力を有する生徒の割合	45%	50%

## 基本的方向 2 家庭・学校・地域の姿



### 目 標

自らの役割と責任を担いながら、たがいに連携して教育の向上に取り組む家庭・学校・地域を実現する

教育は家庭・学校・地域の相互の取り組みによって担われるものであり、子どもは社会全体で育まれます。

市川市の進める教育を確かなものにするとともに、社会の中でたくましく生きていく子どもを育てるためには、より多くの人の教育への参画が必要です。このため、家庭や学校、地域が自らの役割と責任を果たし、十分に連携・協力をして、幅広い教育機能の活性化を図ります。

◇施策の方向 2-1 家族の心のつながりを大切にし、心身の成長を育む  
家庭の教育力の充実を目指す

《施策一覧》

2-1 家族の心のつながりを大切にし、心身の成長を育む家庭の教育力の  
充実を目指す

◎ 家庭教育の充実に向けた取り組みの推進

◎ 子育てに関する学習機会や相談機会の提供

近年、核家族化が進み、地域社会と家庭とのつながりが薄れてきたことや、個人意識の高まりなどにより、規範意識が乏しく、集団活動になじめない子どもが増加する傾向が見られます。このことから、子どもの健やかな成長には、幼児期からの家庭教育が非常に重要であり、家庭の教育力を高めることに積極的に取り組む必要があります。

市川市では、子どもの成長に合わせた生活習慣などについての家庭の意識を高めるため、子育てに関する学習・相談機会の提供や啓発活動に取り組み、子どもの心身の成長を育む家庭の教育力の充実を目指します。

## ◆施策の内容◆

### 2-1-1 家庭教育の充実に向けた取り組みの推進

学校、PTAなどと家庭との連携を強化し、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを家庭で身に付ける重要性の啓発に取り組みます。また、家庭学習の習慣化を図るため、学校と連携した取り組みを進めます。さらに、家族の関わりを深めるための取り組みを支援します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「家庭教育学級※は、子育てや親子のコミュニケーションづくりに役立った」と回答する参加者の割合	89%	95%

※ 家庭教育学級・・・家庭において子どもを正しく理解し、健やかに成長していくことを願って、子どもに関わるさまざまな問題について、計画的・継続的に学習する場

### 2-1-2 子育てに関する学習機会や相談機会の提供

子育てに関する学習機会の充実と改善を図ります。また、保護者同士が相談や協力し合う環境を整え、子育てなどに悩みを抱えている保護者への支援を充実します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
家庭教育学級への指導員派遣回数	34回	62回

◇施策の方向 2-2 子どもと教職員とのつながりを大切にし、子ども一人一人の夢を育む学校の教育力の向上を目指す

《施策一覧》

2-2 子どもと教職員とのつながりを大切にし、子ども一人一人の夢を育む学校の教育力の向上を目指す

- ◎ 教職員の指導力の向上
- ◎ 学校間の連携の推進
- ◎ 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善
- ◎ 教職員が子どもと向き合う時間の拡大
- ◎ 特色ある学校運営を支援する環境整備の充実

子ども一人一人の夢を育むためには、教職員が自己研さんに励み、指導力の向上に努めるとともに、教職員の力を結集し、学校全体の力を高めることが大切です。

市川市では、教科などの専門性を高めるための研究や研修の充実を図るほか、世代交代を想定して次代を担う教職員の育成に取り組みます。また、各学校の特色ある学校づくりを支援するとともに、子どもの学びや発達の連続性を強化するために、学校間の連携を推進します。さらに、教職員が子どもと向き合う時間を拡大するとともに、学校評価の適切な運用や学校事務の効率化などを図り、学校運営の改善に努め、学校の教育力の向上を目指します。

## ◆施策の内容◆

## 2-2-1 教職員の指導力の向上

確かな学力、豊かな心、健やかな体をもつ子どもを育てることができるように、増加する若年層教職員の指導力向上やミドルリーダー※の育成に関する研修を重点的に実施し、教職員全体の資質・力量の向上を図ります。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「市教育委員会が行う研修の内容や時期、場所などがニーズに応えたものである」と回答する教職員の割合	77%	80%
「授業の内容がわかる」と回答する児童生徒の割合	82%	85%

※ ミドルリーダー・・・経験豊かな教職員と経験の少ない教職員とをつなぐ役割を担う中堅教職員

## 2-2-2 学校間の連携の推進

子どもの学びや育ちの連続性を強化するために、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など、地域での学校間の連携を推進します。また、教職員や子どもの相互交流、授業公開などにより、指導の方法や子どもに関わるさまざまな情報の共有化を図るとともに、人事交流を推進します。さらに、塩浜小・中学校を小中一貫校とし、その成果を各小中学校間の連携に生かします。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
幼小中特別支援学校連携として行われた授業や学校行事の事例数	年間を通して継続して実施した数 35回 (H24)	40回
	単発で実施した数 334回 (H24)	380回
幼稚園・保育園・小学校での交流の機会の事例数	年間を通して継続して実施した数 12回 (H24)	18回
	単発で実施した数 91回 (H24)	100回

### 2-2-3 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

学校が主体的に運営を改善し、子ども、家庭、地域からの信頼を高めるために、学校の自己評価や保護者・地域住民などによる外部からの評価を行うとともに、その結果の適切な活用と公表を推進します。また、教育委員会は、評価結果をもとに、学校へのきめ細かな支援を行います。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
学校関係者評価の結果を公表した学校の割合	77%	100%
「保護者の意見が学校運営に反映されている」と回答する保護者の割合	73%	80%

### 2-2-4 教職員が子どもと向き合う時間の拡大

校務支援システム\*などにより事務処理を効率化し、教職員が学習、相談、遊びなど、学校生活全体にわたって子どもとじっくり向き合う時間を拡大します。また、教職員の心理的負担の軽減を図るために、学校に寄せられるさまざまな要望への対応を進めます。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「子どもとじっくり向き合うことができていると思う」と回答する教職員の割合	71%	75%

※ 校務支援システム・・・学校や子どもに関するさまざまな情報をデジタル化し、教職員間で共有するシステム

### 2-2-5 特色ある学校運営を支援する環境整備の充実

特色ある学校づくりを実現するために、各学校の主体的な取り組みを支援するとともに、特色ある教育活動の先進事例を提供します。また、学力向上推進校、センター校\*などの先進的な取り組みを充実します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「学校は、特色ある取り組みや教育を進めていると思う」と回答する保護者の割合	67%	70%

※ センター校・・・指導方法の実践研究や教材・教具の開発を行うなど、各教科等の研究や教員の指導力向上を図ることを目的として、教育委員会が指定した幼稚園・小学校・中学校

◇施策の方向 2-3 人とのつながりを大切にし、子どもの成長を支える  
地域の教育力の向上を目指す

《施策一覧》

2-3 人とのつながりを大切にし、子どもの成長を支える地域の教育力の  
向上を目指す

◎ 地域を支える人材の育成と地域活動を支援するシステムの充実

子どもの成長には、世代を超えた多くの人たちとのふれあいが大切です。しかし、近年、地域での人とのつながりの希薄化や指導的な役割を担える人材が減少していることから、地域の教育力の向上が重要となっています。

市川市では、家庭、学校とともに地域社会は子どもの成長に欠かせない場として、地域の指導者の協力を得て、さまざまな地域活動を行ってきました。今後も、さらに充実するために、地域住民、企業、NPO、ボランティア団体などが連携して、より多くの人々が地域活動に関わる仕組みづくりを推進し、子どもの成長を支える地域の教育力の向上を目指します。



◆施策の内容◆

2-3-1 地域を支える人材の育成と地域活動を支援する  
システムの充実

地域活動を一層推進するために、ボランティアや指導者の発掘と育成に取り組みます。また、地域住民が地域活動に参加しやすいシステムを充実します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「ヤングカルチャースクール・ジュニアリーダー講習会を受講して、成長した」と回答する受講者の割合	87% (H24)	90%
「コミュニティサポート委員会は、地域住民が地域の活動に参加するきっかけをつくることのできたと思う」と回答するコミュニティサポート委員の割合	65%	70%

◇施策の方向 2-4 家庭・学校・地域のつながりを大切にし、市川の教育力の向上を目指す

《施策一覧》

2-4 家庭・学校・地域のつながりを大切にし、市川の教育力の向上を目指す

◎ 家庭・学校・地域の連携を図る取り組みの推進

◎ 家庭・地域と連携した学校の活性化

家庭・学校・地域のつながりを大切にし、相互に連携・協力して一体感のある教育を展開することにより、社会全体で子どもを育む環境が整います。

市川市では、地域の教育力を学校の教育力向上に生かす取り組みや、家庭・学校・地域が連携して子どもの健全育成を推進する取り組みをさらに進めていきます。また、情報の共有化を進めることにより、家庭・学校・地域のつながりを強め、市川の教育力の向上を目指します。

◆施策の内容◆

2-4-1 家庭・学校・地域の連携を図る取り組みの推進

地域のコミュニティづくりのために、より多くの人が集う場づくりを進めます。また、家庭・学校・地域のさまざまな活動を支援するコーディネーターの育成に取り組みます。さらに、企業やNPOを含むさまざまな関係機関との連携・協力体制を構築し、たがいの知識や人材を活用して、家庭・学校・地域への支援を行います。

成果指標		現状（H25）	目標（H30）
学校支援コーディネーター※を配置した学校数及び人数	学 校	20/56校	56/56校
	人 数	25人	70人
学校支援コーディネーター養成講座及び連絡調整会議などの参加者数		69人	120人

※ 学校支援コーディネーター・・・学校と地域を結ぶコーディネーター

2-4-2 家庭・地域と連携した学校の活性化

学校だより、ホームページ、学校公開、公開研究会などによる積極的な情報の発信を通して、保護者や地域住民の学校への関心を高め、学校の教育活動や環境整備などに、より多くの人に関わることができる機会を充実します。また、家庭・学校・地域に関わりが深く身近な組織であるPTA活動の充実と改善ならびに学校評議員制度※の活用を通して、学校の活性化を図ります。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「PTA活動や家庭教育学級に積極的に参加している」と回答する保護者の割合	48%	50%
学校支援コーディネーターが学校へ派遣したボランティアの人数	280人	840人

※ 学校評議員制度・・・学校の運営に保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れる制度

## 基本的方向 3 市川の教育の姿



### 目 標

教育環境の整備を図り、質の高い市川の教育を  
推進する

教育の質を高めるための条件整備は、教育の振興にとって不可欠なものです。社会全体の教育機能の活性化を図り、市川の教育の質を向上させていくには、充実した教育環境を整えていく必要があります。

このため、家庭や学校、地域における教育環境の整備・充実を図り、それぞれの実情に合わせた最適な状態の中で、計画的・総合的に教育を進めていきます。

◇施策の方向 3-1 幼児期の教育を推進するための環境を整える

《施策一覧》

3-1 幼児期の教育を推進するための環境を整える

◎ 生きる力の基礎を育む教育の推進

◎ 子育て支援の充実

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、遊びや生活を充実させ、調和のとれた心や体を育成することが大切です。近年、核家族化などの進展により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、子どもの成長を取り巻く環境は大きく変わってきており、社会全体として子育てを行う家庭を支援していく必要があります。

市川市では、心豊かな子どもを育てることができるよう教育環境を整えます。

◆施策の内容◆

3-1-1 生きる力の基礎を育む教育の推進

集団生活や遊びを通して、健康な心と体、社会性を身に付けるために、自然や芸術にふれる機会などにより、情緒豊かな心を育みます。また、友だちとの関わりなどから、人と関わる力を身に付け、身近な出来事に興味・関心をもつことにより、意欲や探究心を高めていきます。さらに、子ども一人一人の個性を大切にしつつ、集団生活の中での自己抑制力、道徳性の芽生えを培い、生きる力の基礎を育む教育を推進します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「幼稚園は、子ども一人一人に応じた丁寧な援助や指導を行っている」と回答する保護者の割合	94%	98%
「食事のマナー、着替え、うがい、手洗いなど基本的な生活習慣が身に付いている」と回答する保護者の割合	89%	100%

3-1-2 子育て支援の充実

幼稚園などのもつ専門性を生かして、子育てに不安を抱える保護者に対する相談や指導体制を充実します。また、施設の開放や子育て家庭のふれあいの場づくりなどを進め、地域に開かれた幼稚園として、子育て支援活動の充実を図ります。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）	
「幼稚園に子育て相談窓口が設置されていることを知っている」と回答する保護者の割合	76%	87%	
公立幼稚園の1月当たりの幼稚園開放の日数・未就園児保育*の人数	幼稚園開放	86日	90日
	未就園児保育	408人	500人

※ 未就園児保育・・・入園前の乳幼児が遊べたり、保護者同士の交流が図れたりするように、幼稚園の施設や設備を開放する制度

◇施策の方向 3-2 一人一人に応じた教育的支援を推進する

《施策一覧》

3-2 一人一人に応じた教育的支援を推進する

◎ 特別支援教育の推進

◎ 子どもや保護者を支援する体制の充実

◎ 教育機会均等の確保

子どもの障害の重複や多様さに応じて、一人一人に応じた適切な教育の実施が求められています。また、不登校をはじめ、さまざまな悩みを抱える子どもへの支援など、教育に関わるニーズが多様化しています。そのため、支援が必要な子どもの成長を促す個に応じた支援体制の整備が必要です。

市川市では、特別支援学校や特別支援学級の教育環境・教育活動の質を一層高めるとともに、発達障害のある子どもへの指導・支援の充実を図ります。また、不登校などの悩みを抱える子どもや海外からの子どもへの指導・支援など、一人一人の子どもや保護者に応じた教育的支援を推進します。

## ◆施策の内容◆

### 3-2-1 特別支援教育の推進

市川市特別支援教育推進計画に基づき、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）の作成の推進など、具体的な取り組みを推進します。また、保護者と相談しながら適切な就学を行うとともに、学習環境の整備を進めます。さらに、研修の充実などによる教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の視点を生かして、発達障害のある子どもを含めたすべての子どもへの適切な指導・支援の充実を図ります。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
通常の学級における支援を要する児童生徒の市川スマイルプラン作成率	20%	30%

### 3-2-2 子どもや保護者を支援する体制の充実

子どもやその保護者が、安心して相談できるように相談員や教職員の研修を進め、教育相談体制の充実を図ります。また、海外からの子どもが各学校で教育を十分に受けられるようにするために、日本語指導をはじめ、生活全般に関する指導を充実します。さらに、学校や医療機関をはじめとする関係機関との連携を推進し、個に応じたきめ細かな支援を行います。

成果指標		現状（H25）	目標（H30）
不登校児童生徒の出現率	小学校	0.32% (H24)	0.27%
	中学校	2.83% (H24)	2.78%
「学校は相談しやすい」と回答する保護者の割合		82%	85%

### 3-2-3 教育機会均等の確保

教育機会の均等を確保するため、就学援助や奨学金などを支給して、経済的に就学困難な子どもに関わる就学を援助します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「就学支援制度や入学準備金貸付制度を知っている」と回答する保護者の割合	58%	63%



◇施策の方向 3-3 安全・安心で充実した教育環境を実現する

《施策一覧》

3-3 安全・安心で充実した教育環境を実現する

- ◎ 子どもの安全・安心を確保する家庭・学校・地域の取り組みの推進
- ◎ 放課後の子どもの居場所づくりの推進
- ◎ 学校の危機管理体制の充実
- ◎ いじめ、暴力行為などへの対応の強化
- ◎ 安全で質の高い教育環境の整備

子どもが、学校の登下校中を含め、事件・事故にあう被害が起きています。このことから、学校の教育環境の安全性を高めるとともに、地域全体で子どもの安全を確保することが重要です。また、子どもが安心して学校生活を過ごすためには、いじめの根絶が不可欠ですが、陰湿ないじめにより、発見が遅れる傾向も見られます。

市川市では、安全で質の高い教育環境の整備や子どもが安心して遊べる環境づくりを推進します。また、いじめの防止及び早期発見に向けて、家庭・学校・地域が一体となって取り組み、安全・安心で充実した教育環境を実現します。

◆施策の内容◆

3-3-1 子どもの安全・安心を確保する家庭・学校・地域の取り組みの推進

家庭・学校・地域の協力体制のもと、通学路の交通安全を確保したり、登下校時のパトロールを強化したり、不審者に関する情報を迅速に共有する体制を整えたりすることで、子どもの安全確保の取り組みを実施します。また、子どもの発達段階に応じた生活安全・交通安全・災害安全教育を関係機関と連携して実施します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
家庭や地域と協力して交通安全の対策に取り組んでいる学校の割合	95%	100%
家庭や地域と協力して不審者への対策に取り組んでいる学校の割合	92%	100%

3-3-2 放課後の子どもの居場所づくりの推進

子どもが安心して遊ぶことができるように、地域と連携して子どもの活動拠点を設け、健全な育成を図ります。また、共働き家庭などの子どもに対しては、放課後や夏休みなどの長期休業中の居場所づくりの充実を図ります。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
放課後保育クラブ <sup>※</sup> への入所希望児童数に対する入所児童数の割合	100%	100%

※ 放課後保育クラブ・・・保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童の授業終了後などにおける遊び及び生活の場

### 3-3-3 学校の危機管理体制の充実

子どもが安心して学校生活を過ごすことができるように、家庭や地域と連携した学校安全計画を策定するなど、危機管理体制の充実を図ります。また、教職員の学校安全に対する研修の充実を図ります。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
セーフティスクールプラン※における安全教育・安全管理・組織的活動の中の22の取り組みを、すべて、積極的かつ計画的に実施している学校数	3/56校	10/56校

※ セーフティスクールプラン・・・学校安全計画（安全に関する学校の取り組みを具体的にしたもの）を評価・確認する計画、年間2回の評価を実施

### 3-3-4 いじめ、暴力行為などへの対応の強化

いじめや暴力行為などを防止するために、パトロールの強化や学校内外における地域の支援体制の充実を図ります。また、いじめや暴力行為などの早期発見、早期対応を図るために、家庭・学校・地域・関係機関との連携を強化します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
いじめの解消率	96% (H24)	100%
「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」と回答する児童生徒の割合	96%	100%

### 3-3-5 安全で質の高い教育環境の整備

安全な教育環境の実現のために、学校と社会教育施設の耐震補強工事を進めます。また、学校施設における天井等落下防止対策などについて、建築基準法に基づく専門家による点検を行い、優先度を見極め、計画的な対応を行っていきます。さらに、各施設の老朽化に伴う改修を計画的に進めていく上で、バリアフリー化、緑化や自然エネルギーの導入、人口動向や地域の現状などを考慮し、教育環境の整備を進めます。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
非構造部材※の改修工事実施施設数	0/7施設	7/7施設

※ 非構造部材・・・構造部材（建物の骨格となる部分）以外の部材（天井・窓ガラス・照明器具など）

◇施策の方向 3-4 生涯を通して学び続けられる学習環境を実現する

《施策一覧》

3-4 生涯を通して学び続けられる学習環境を実現する

- ◎ 生涯学習機会の充実
- ◎ 図書館機能を活用した学習活動の充実
- ◎ 博物館などの活用を通じた学習活動の推進
- ◎ 公民館を活用した地域の学習拠点づくり
- ◎ 文化財の保護と活用

子どもから大人まで、一人一人がそれぞれのライフステージに応じて、自主的、主体的に活動できるように、多様な学習ニーズにも的確に応えられる体制づくりが必要です。また、学んだ成果を地域社会に還元することができるように努め、地域の教育力の向上を図ることも大切です。

市川市では、多様な学習ニーズに応えるサービスの充実を一層進めるとともに、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設を情報の発信源や学びの拠点として有効に活用し、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を目指します。

## ◆施策の内容◆

### 3-4-1 生涯学習機会の充実

一人一人に十分な文化・スポーツ活動の機会や多様な学習情報を提供するため、情報発信を積極的に行うとともに、相談体制の充実を図ります。また、関係機関と連携・協働することにより、さまざまな分野で学んだ成果を地域で活用することのできる機会を充実します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「生涯学習に関する情報提供や相談体制は十分だと思う」と回答する人の割合	46%	50%

### 3-4-2 図書館機能を活用した学習活動の充実

誰もが利用しやすい図書館サービスを提供するため、社会情勢や生活の変化に応じた市民のニーズを把握することに努め、資料の収集やレファレンスサービス<sup>※1</sup>の充実、図書館ネットワーク<sup>※2</sup>の一層の活用を図ります。また、郷土市川について学ぶ機会の拡充を図るため、行政資料や地域資料の積極的な収集を進めます。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「図書館に満足している」と回答する人の割合	91% (H24)	95%

※1 レファレンスサービス・・・事実情報や文献資料を求めている利用者に対して、図書館員が図書館資料を使って答えたり、回答に含まれる情報源を提示・照会したりする人的サービス

※2 図書館ネットワーク・・・図書館と関連施設を結び、図書館資料の予約・取り寄せ・返却などができるシステム

### 3-4-3 博物館などの活用を通じた学習活動の推進

博物館のもつさまざまな機能を活用し、体験活動の充実や、講師派遣などの教育普及サービスを生かした学習活動を推進します。また、子どもの学習活動を支援するため、博物館などの社会教育施設と学校との連携を図ります。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「博物館主催事業の内容は、期待に沿っていた」と回答する参加者の割合	92% (H24)	95%

### 3-4-4 公民館を活用した地域の学習拠点づくり

地域の学習拠点として、公民館に対する各地域のニーズや実態を把握し、公民館のもつ機能の有効利用を図るとともに、学校や地域の人材を活用し、連携することで地域に密着した公民館運営を推進します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「主催講座の内容に満足した」と回答する受講者の割合	99% (H24)	100%
学校及び地域との連携事業数	37件	112件

### 3-4-5 文化財の保護と活用

市川市の自然・風土・歴史・文化的遺産を貴重な学習資源ととらえ、学校の体験学習や生涯学習など、幅広い教育活動に活用します。また、市内に残る貴重な文化財を未来の子どもに継承するため、市川市独自の文化財の指定基準を明確にし、自然・風土・歴史・文化的遺産の保護を図ります。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
文化財資料の延べ利用回数	2,147回 (H24)	2,150回

◇施策の方向 3-5 責任ある教育行政を確立する

《施策一覧》

3-5 責任ある教育行政を確立する

◎ 教育委員会機能の充実に向けた取り組み

これまで教育委員会は、教育水準の向上と地域の実情に応じた教育の振興に努めてきました。多様化してきている家庭・学校・地域のニーズに応えるためには、教育委員会のもつ機能を強化することが重要となっています。

市川市では、子ども・家庭・学校・地域の実態やニーズをふまえ、教育行政における基本方針の決定、施策の立案を行うとともに、その実施状況を点検・評価し、改善と充実に努め、教育委員会としての責任と役割を果たします。また、積極的な情報発信に取り組み、信頼される教育行政を実現します。

◆施策の内容◆

3-5-1 教育委員会機能の充実に向けた取り組み

教育委員会は、子どもや地域住民との交流をはじめ、学校や教育施設への訪問など、さまざまな場を通して市民の意向を把握し、教育委員会の責任のもとで方針の決定や施策の立案を行います。また、施策の改善と充実を図るために、検証改善サイクル（PDCAサイクル）を実践します。さらに、会議の公開や広報紙・ホームページを活用した情報発信を積極的に行い、開かれた教育委員会を一層推進します。

成果指標	現状（H25）	目標（H30）
「教育委員の役割や活動を知っている」と回答する人の割合	36%	40%



## 第5章 計画の推進

### 1 実施事業

---

施策の具体的な取り組みである実施事業については、中長期的な事業計画を定めることにより、教育を取り巻く諸情勢の変化により計画策定時には予想されなかった新たな教育上の課題に対応できず、実施事業の硬直化を招くおそれがあります。

そこで、この計画に、実施事業は掲載していません。

実施事業については、毎年度、教育を取り巻く諸情勢の変化を的確にとらえ実施するものとし、特に優先的に実施すべきものは、重点事業として公表します。

### 2 連携・協働による計画の推進

---

この計画は、教育委員会が実施する市立学校における教育・育成に関する施策及び生涯学習全般における学びの支援に関する施策を対象としていますが、教育を取り巻く諸情勢が大きく変化し、さまざまな課題が複雑・深刻化する中、教育委員会の施策だけでは解決が難しくなっています。

そこで、この計画の推進に当たっては、こども・保健・福祉部門などの市長の事務部局と連携・協力を図りながら効果的に施策を実施していきます。

また、行政だけでなく、保護者や地域の方々、関係機関や大学・企業など、多様な主体がそれぞれ役割を分担しながら、社会全体が協働して教育の向上に取り組むことが重要です。

教育委員会は、さらに積極的な情報発信や参画しやすい環境づくりに努め、市民協働で計画の推進を図ります。

### 3 検証改善サイクル(PDCA サイクル)の実践

この計画の意義やねらいを市民、教育関係者などにわかりやすく伝え、共有するとともに、施策を効果的かつ着実に実施するためには、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかとなった課題などをフィードバックし、施策に反映させる検証改善サイクル（PDCA サイクル）の実践が重要です。

この点をふまえ、本計画では、施策ごとに目標達成度を直接的又は間接的に測定するための成果指標を設定したところであり（第4章）、毎年度、その成果指標を用いて施策を評価し、施策の改善につなげていきます（図1 参照）。

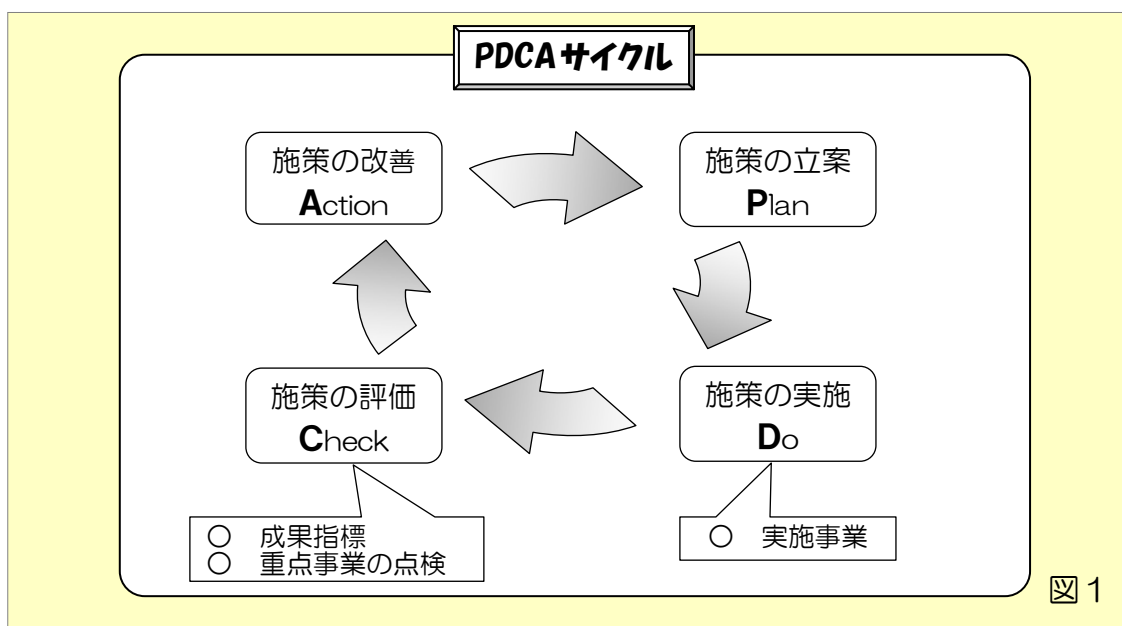
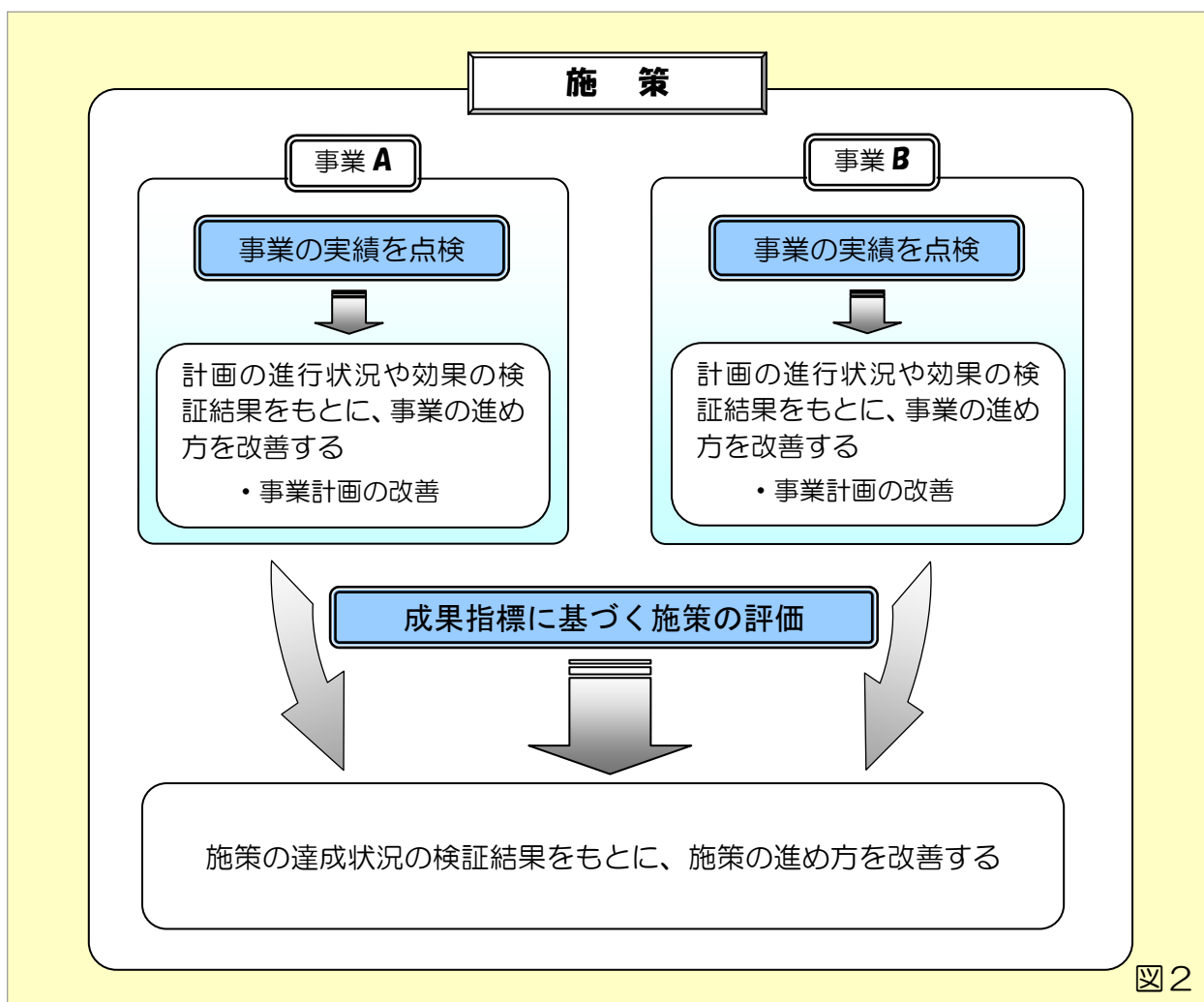


図1

また、施策の実現を図るためには、成果指標に基づく評価に加え、事業の実績に基づく点検を行い、実施事業の位置付けや、その必要性の適否、事業の進め方や、家庭・学校・地域との連携のあり方までを、総合的に評価して、改善を図っていくことが重要です。

そこで、成果指標に基づく評価に併せ、実施事業の点検を行い、効果的な事業の推進を図り、施策の改善につなげていきます（図2 参照）。

### 【施策を実現するための点検と評価】



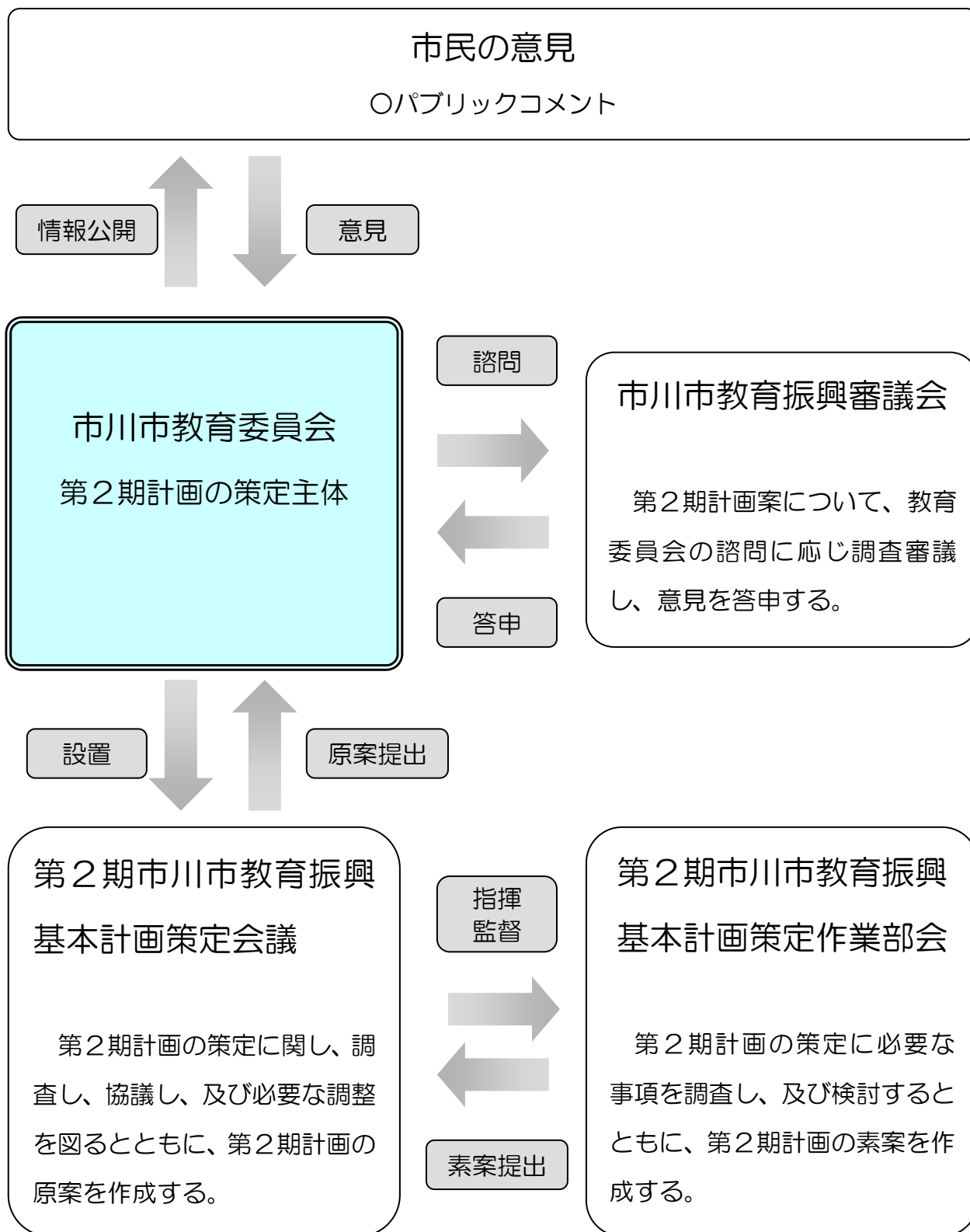
## 4 新たな教育上の課題への対応

計画期間において、教育を取り巻く諸情勢の変化などにより、計画策定時には予想されなかった教育上の課題が新たに生じることが想定されます。

このような新たな教育上の課題については、教育を取り巻く諸情勢の変化を的確にとらえ、計画内容の見直しや新たな方策を検討するなど、迅速かつ適切に対応します。

# 資料

## 1 策定体制



## 1 市川市教育振興審議会

### (1) 市川市教育振興審議会設置条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

- (1) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
  - (2) 学校教育の関係者
  - (3) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者
  - (4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 (略)

(2) 市川市教育振興審議会委員

選出区分	氏 名	職業等
学識経験を有する者 (第1号委員)	大熊 徹	東京学芸大学教授
	前田 泰弘	和洋女子大学准教授
	渡邊 智子	千葉県立保健医療大学教授
	油井 宏子	NHK学園講師
学校教育の関係者 (第2号委員)	佐藤 菊弥	市川市立第八中学校校長
	齊藤 雅代	市川市立大洲幼稚園園長
幼稚園、小学校、中学校 又は特別支援学校に在学 する幼児、児童又は生徒 の保護者(第3号委員)	ハリス 貴子	下貝塚中学校PTA会長
	晒科 里美	須和田の丘支援学校PTA副会長
地域における教育の向上 に資する活動を行う者 (第4号委員)	角谷 好枝	コミュニティクラブ推進会議委員
	中村 ふじ江	元市川市教育委員会委員

(3) 諮問及び答申

① 諮問書

市川第 20130625-0151 号

平成 25 年 7 月 16 日

市川市教育振興審議会会長 様

市川市教育委員会

委員長 宇田川 進



第 2 期市川市教育振興基本計画について（諮問）

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、第 2 期市川市教育振興基本計画を策定するに当たり、市川市教育振興審議会条例（平成 23 年条例第 11 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、当該計画案（別添諮問資料）について、貴審議会の意見を求めます。

② 答申書

平成25年12月26日

市川市教育委員会  
委員長 宇田川 進 様

市川市教育振興審議会  
会長 大熊 徹

第2期市川市教育振興基本計画について（答申）

平成25年7月16日付け市川第20130625-0151号で市川市教育振興審議会へ諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき答申いたします。

記

答申 諮問を受けた「第2期市川市教育振興基本計画」は、おおむね妥当である。

ただし、審議経過を踏まえた提言を「Ⅱ 提言」に記述するので、十分に配慮されたい。



## I はじめに

市川市においては、戦後約60年ぶりに改正された教育基本法の基本理念を踏まえ、平成21年3月に市川市教育振興基本計画（以下「第1期計画」という。）が策定され、平成21年度から平成25年度までの5年間にわたり、市川市の実情に応じた教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進されている。

教育委員会は、第1期計画が計画期間の満了を迎えるに当たり、第1期計画の評価に基づく施策の改善を図るとともに、今日的な課題に対応した新たな施策を実施するため、第2期市川市教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）を策定することとした。

そして、教育委員会は、策定方針として、第1期計画の評価を踏まえ、第1期計画における基本理念及び基本的方向を継続した上で、様々な検証結果により明らかとなった、未だ達成が不十分な項目や、新たに浮上してきた教育課題等に対応するための施策の見直し及び改善を図るとともに、市民が施策の評価をしやすいようにするため、成果指標を簡素化することなどを掲げた。

この策定方針のもと、教育委員会において取りまとめられた第2期計画について、市川市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき、平成25年7月16日に諮問を受けた。

本審議会は、諮問された第2期計画について、その内容が市川市の教育の振興に寄与するものであるかについて、策定方針に照らして審議を行ってきた。

その結果、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

## II 提言

### 1 「序章」について

#### (1) 「基本的方向と施策の体系」について

第1期計画では、施策の体系図に、対応するページ番号を記載している。

第2期計画においても、閲覧する市民等の検索の利便に資するため、第1期計画と同様に、ページ番号を記載することが適当であると考えられる。

### 2 「第1章 本市の教育の現状と課題」について

#### (1) 新たな教育課題の記載について

新たな教育課題のうち、「いじめ問題の増加・深刻化に伴う、『豊かな心』を育てる教育の充実。」及び「いじめや体罰による自殺問題への不適切な対応に起因する、学校、教育委員会等への不信感の解消。組織改革。」については、「いじめ」、「体罰」及び「それらへの教育委員会の対応」の3つのキーワードで整理することができることから、「いじめ」及び「体罰」の問題を取り上げた上、「それらへの教育委員会の対応」といった構成とすることが適当であると考えられる。

### 3 「第4章 基本的方向と施策」について

#### (1) 「1-1-1 人と関わる力を身に付ける活動の充実」について

施策の内容において、人間関係を築く力を育成する手段として、「自分の思いを相手に伝えたり、相手の話をよく聞いたり」と記載しているが、望ましい人間関係を築くためには、まず、人の話や考えをよく聞き、その上で、自分の思いを伝えることが重要であると考えられる。

そこで、人間関係を築く力を育成する手段は、「相手の話をよく聞いたり、自分の思いを伝えたり」とすることが適当であると考えられる。

#### (2) 「1-1-5 読書教育の推進」について

成果指標「『読書が好き』と回答する児童生徒の割合」は、平成25年度の現状値が「77%」であるため、平成30年度の目標値を

「82%」としている。

しかしながら、平成23年度には、「81%」という実績もあることから、過去の実績を踏まえた目標値の設定についても検討されたい。

(3) 「1-3-2 食育の推進」について

施策の内容において、食育に係る体験活動の例示として、「栽培活動や調理実習など」を記載しているが、中学校においては、栽培活動ではなく、農業体験を実施しているところであり、違和感がある。

そこで、「調理実習」は小中学校において取り組んでいること、また、栽培活動は農業体験に含まれることなどを考慮し、食育に係る体験活動の例示は、「調理実習や農業体験など」とすることが適当であると考ええる。

(4) 「1-3-3 体力向上の取り組みの推進」について

第1期計画における成果指標「休み時間や昼休みに外遊びをする子どもの割合」を削除しているが、施策の内容には「休み時間には外遊びができる環境づくりに取り組みます。」と記載されている。また、外遊びをする子どもをできるだけ増やすことが体力向上につながることからすれば、これを測る指標として、引き続き、当該指標を加えることが適当であると考ええる。

(5) 「1-4-1 環境学習の充実」について

新たな行政課題に対応するため、施策の内容に「発達段階に応じて放射能に関する正しい理解を促進するために必要な取り組みを推進します。」を加えていることから、この施策の内容を測る成果指標を加えることが適当であると考ええる。

(6) 「1-5-2 外国語教育・国際理解教育の推進」について

成果指標「『外国語活動が楽しい』と回答する児童〈小学校5・6年生〉の割合」及び「『英語の授業が楽しい』と回答する生徒〈中学校1・2年生〉の割合」の目標値は、いずれも5ポイント増としている。

しかしながら、小学生において外国語に対する意識が向上すれば、その小学生が進学し中学生となるのであるから、中学生の外国語に対する意識は加速度的に向上すると考えられる。

そこで、目標値設定年度までにおける児童及び生徒の連関性を踏まえた目標値の設定についても検討されたい。

また、成果指標「英検（実用英語技能検定）3級ないしは英検3級と同等の力を有する生徒の割合」については、目標値を5ポイント増としている。

近年、小学校における外国語教育の状況が変わりつつあり、目標値設定年度までに、大きな変化も予想されるところである。

そこで、近年の外国語教育の変化を踏まえた目標値の設定についても検討されたい。

(7) 「2-1-1 家庭教育の充実に向けた取り組みの推進」について

第1期計画では、家庭教育学級の運営により施策の推進を図ることとした施策において、具体的な講座実施数を測る指標を設定していたところであるが、第2期計画では、家庭教育学級を本施策に集約し、具体的な講座実施数を測る指標を削除している。

家庭教育学級は、毎年度、社会変化に応じて重点項目を設定し、講座運営をしていることから、その実施状況を測る指標を加えることが適当であると考えられる。

ただし、その指標を加えることが困難な場合にあっては、第2期計画の進捗管理において、家庭教育学級における講座実施状況を明らかにすることを要望する。

(8) 「2-2-5 特色ある学校運営を支援する環境整備の充実」について

指標「『学校は、特色ある取り組みや教育を進めていると思う』と回答する保護者の割合」については、保護者が、自校が特色ある学校運営を行っているかを判断できるよう、特色ある学校運営について、

学校自らが発信し、公表されるよう要望する。

なお、学校の情報発信において、PTAとの連携も有益である旨の意見があったことを付記する。

- (9) 「2-4-1 家庭・学校・地域の連携を図る取り組みの推進」について

成果指標「学校支援コーディネーターの配置及び活動状況」については、具体的にどのような状況を指標とするのか定かでないことから、それを明らかにした上、記載することが適当であると考える。

- (10) 「3-1-1 生きる力の基礎を育む教育の推進」について

成果指標「『子ども一人一人に応じた丁寧な援助や指導を行っている』と回答する保護者の割合」については、指導を行っている主体が幼稚園なのか、または保護者なのか不明確である。

そこで、指導を行っている主体を明確にするため、文頭に「幼稚園は」などの文章を追加することが適当であると考える。

- (11) 「3-2-2 子どもや保護者を支援する体制の充実」について

本施策は、第1期計画の「施策3-2-4 海外からの子どもたちへの支援」を統合し、その統合した施策に対応する施策の内容として、「日本語指導を必要とする子どもを支援する体制を整えます。」と記載している。

第1期計画における施策の内容は、「海外からの子どもを対象に日本語指導をはじめ、生活全般に関する指導を充実します。」としていることから、これに対応する本施策の内容は、対象を「海外からの子ども」に明確化するとともに、海外からの子どもにとって重要であると考えられる「生活全般に関する指導」を加えることが適当であると考える。

#### 4 その他

- (1) 成果指標について

成果指標については、その目標値の設定根拠について説明を受けた

ところであるが、一部、設定理由に補足説明を要すると考えられるものが見受けられた。市民に対する説明責任を果たす観点からも、設定理由を整理されたい。

なお、設定理由を整理するに当たり、目標値を変更する必要性が生じた場合においては、できる限りきりの良い数字で設定されることを要望する。

(2) 表現方法について

第2期計画は、「序章」の「2 計画のねらい」にあるとおり、教育関係者はもとより、広く市民に示すことにより、市民の理解と協力を得ることとしている。

したがって、第2期計画の内容は、市民に、わかりやすく、かつ、正確に伝えることが重要であると考えられることから、第2期計画の記載に当たっては、以下の事項に留意されたい。

- ① 表現を統一すること。
- ② 長文を避け、できる限り短文で表現すること。
- ③ 専門的な用語については、同一ページに用語解説を記載すること。

以 上

市川市教育振興審議会

会 長	大熊 徹
副会長	佐藤 菊弥
委 員	前田 泰弘
委 員	渡邊 智子
委 員	油井 宏子
委 員	齊藤 雅代
委 員	ハリス 貴子
委 員	晒科 里美
委 員	角谷 好枝
委 員	中村ふじ江

## 2 第2期市川市教育振興基本計画策定会議

### (1) 第2期市川市教育振興基本計画策定会議設置要綱 (設置)

第1条 第2期市川市教育振興基本計画（以下「2期計画」という。）の策定を円滑に進めるため、第2期市川市教育振興基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 策定会議は、2期計画の策定に関し、調査し、協議し、及び必要な調整を図るとともに、2期計画の原案を作成するものとする。

(組織)

第3条 策定会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 策定会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は教育次長を、副会長は教育総務部長をもって充てる。

2 会長は、会務を統理し、策定会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、2期計画の策定に係る担当職員を策定会議の会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(作業部会)

第6条 策定会議に、2期計画の策定に必要な事項を調査し、及び検討するとともに、2期計画の素案を作成させるため、第2期市川市教育振興基本計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、教育政策課長の職にある者並びに市川市教育委員会事務局等組織規則（昭和53年教育委員会規則第1号）第6条第2項に規定する課長並びに同条第4項に規定する教育センター所長、中央図書館長、考古博物館長及び自然博物館長の推薦に基づき、会長が指名する者をもって組織する。

3 作業部会は、2期計画の素案及びその作成の経過を策定会議に報告するものとする。

(事務局)

第7条 策定会議の事務は、教育政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営その他必要な事項は、策定会議において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月25日から施行する。

(この要綱の失効)



2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 教育次長
- (2) 教育総務部長
- (3) 教育総務部次長
- (4) 教育総務部教育政策課長
- (5) 学校教育部長
- (6) 学校教育部次長
- (7) 学校教育部義務教育課長
- (8) 生涯学習部長
- (9) 生涯学習部次長
- (10) 生涯学習部生涯学習振興課長
- (11) 企画部次長
- (12) 財政部次長
- (13) 文化国際部次長
- (14) こども部次長
- (15) 保健スポーツ部次長
- (16) 環境清掃部次長
- (17) 危機管理室危機管理課長

## 2 策定経過

年 月	主な内容
平成25年 1月	教育委員会において策定方針を決定
平成25年 3月	第1回教育振興審議会にて策定方針の説明
平成25年 5月	第1回第2期市川市教育振興基本計画策定会議において原案1を決定
平成25年 7月	教育委員会において第2期市川市教育振興基本計画案決定・諮問議決
平成25年 7月	第2回市川市教育振興審議会に諮問
平成25年 7月	第3回市川市教育振興審議会において調査審議
平成25年 8月	第4回市川市教育振興審議会において調査審議
平成25年 8月	第5回市川市教育振興審議会より中間とりまとめ報告
平成25年10月	第2回第2期市川市教育振興基本計画策定会議において原案2を決定
平成25年11月	教育委員会において第2期市川市教育振興基本計画案2決定
平成25年12月	第6回市川市教育振興審議会において調査審議
平成25年12月	パブリックコメント（12月7日～1月6日）
平成25年12月	市川市教育振興審議会より答申
平成26年 1月	教育委員会において第2期市川市教育振興基本計画決定

## 市川市教育振興基本計画

---

平成26年1月発行

編集・発行／市川市教育委員会

〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

電話：047-334-1111（代表） FAX：047-336-8029

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

